



暴 追 だ よ り

(公財)岐阜県暴力追放推進センター

令和5年6月27日

No.136

058(277)1613



岐阜県暴力追
センターHP
QRコード

相談事例から



【相談の概要】

県内の某事業所に東京都内の弁護士事務所から「セクハラ事案に関する提訴の通知」と題するファックスが送信されてきました。

ファックスの概要は、

- ・貴社の女性従業員からセクハラに関する相談を受け、貴社と代表者を裁判所に提訴した。
- ・セクハラの内容は、
 - ①ラインなどで執拗に交際を迫る
 - ②業務外で夕食に誘い飲酒させホテルに誘う
 - ③休日に従業員の立ち回り先に付き纏う
 - ④上記のことを拒絶すると声を荒げ意に沿わない異動をほめかす



などをしたものです。

- ・当該従業員は、貴社及び代表者が真摯に反省の意を示し、和解金300万円を支払うのであれば、提訴を取り下げる意向である。
- ・弁護士事務所名 ×××××
所在地
電話番号 ◇◇◇◇◇◇◇◇
弁護士の署名 △△ △△ 印



などが書かれていました。

【対応の基本】

通常、このような内容の事案について、事前連絡もなくファックスだけが送られてくることは、考えられません。

内容が重要なものですから、内容証明郵便や書留郵便で送られてくるものと思われます。

このような文書などがファックスや郵便などで送られてきた場合、慌てて送られてきた書面に書いてある電話番号などに電話をすることは絶対にしてはいけません。

電話を架けてしまうと、相手は言

葉巧みに個人情報を読み出したり、お金の振り込みや支払いが必要であるかのように申し向けてくるのが考えられます。

まずは落ち着いて!

訴訟とか賠償請求などと驚くような内容の文書が届いても、あわてて対応することなく、まずは落ち着いて対応を考えてください。

落ち着いて送られてきた文書を読むことにより、矛盾点や不合理な点が見えてくることもあります。

差出人が本物かどうかを確認

今は、便利になりインターネットでいろんなことが簡単に早く調べることができます。インターネットの記事が本物かどうかを慎重に判断する必要がありますが、届いた郵便やファックスの差出人や連絡先と書いてある会社名、氏名、電話番号などが本当であるかをインターネットなどで調べる。



誰かに相談

会社に送られてきたのであれば、同僚や上司など相談する相手がいまから、一人で勝手に対応することはないかと思いますが、自宅や個人経営の事業所など近くに相談する相手がない場合なども、当センターや警察などに相談して下さい。

今回のてん末

ファックス送信された文書に書かれている

弁護士事務所名 ×××××

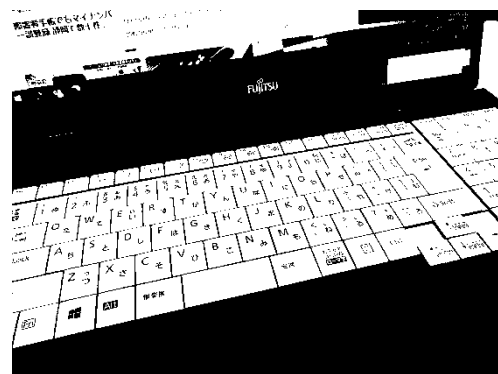
所在地

電話番号

弁護士の署名 △△△△ 印

すべて実在のものであります。

インターネットで検索するとこの弁護士名で「最終警告損害賠償金の支払い」、「生徒に危害を加える脅迫文」などが全国に多数送信されていると掲載されていました。



第一東京弁護士会のコメントで

～ 略 ～

当会で調査したところ、△△△△△弁護士（ファックスに記された弁護士名）が当該文書を作成および送付した事実はなく、何者かが、同弁護士の名前を騙って虚偽内容の文書を送付した、悪質な事案であると考えております。

～ 略 ～

と載っているなど、金銭目的の詐欺的なものではなく、この弁護士の名前を騙って虚偽内容の文書を送付した**悪質なイタズラ**であることが分かりました。

少年指導委員研修会で講演



4月26日、警察本部で開催された「少年指導委員研修会」におい

て、森専務理事が「暴力団から少年を守るために」と題し、暴力団が少年にアプローチする手口や暴力団への加入阻止方策などについて講演を行いました。

少年指導委員は、風営適正化法に基づいて、岐阜県公安委員会から委嘱され、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動を行う、少年警察ボランティアです。

令和5年度第一回通常理事会の開催

5月22日、岐阜市の農協会館において「令和5年度第一回通常理事会」を開催しました。今年度、理事8名のうち3名が交代しての初の理事会でありました。3月に岐阜県警察本部長に着任された大濱健志様から挨拶を頂いた後、昨年度の事業報告と決算などの審議を行い承認されました。議案などの詳細は、当センターのホームページに掲載しております。本日より一枚目の右上部にあるQRコードから入れます。



公共用地の取得業務等に係る岐阜県不当要求防止対策連絡会



5月24日、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所において「令和5年度公共用地の取得業務等に係る岐阜県不当要求防止対策連絡会」を開催しました。この連絡会は、警察、県弁護士会、暴追センターと連携し、用地取得業務における反社会的勢力などによる不当要求行為を防止すると共に、不当要求を受けた際には適切に対処することを目的に開催されました。

令和5年度版 撃退マニュアル

各事業所から選任された「不当要求防止責任者」を対象に行う、不当要求防止責任者講習で教本として使用する「令和5年版撃退マニュアル」が完成しました。

今回の表紙モデルは、西濃運輸株式会社の空手道部の皆様にご協力をいただきました。

同社の空手道部は、平成19年に創部され、昨年開催された「第2回全日本実業団空手道選手権大会」男子組手競技団体戦3位をはじめ輝かしい成績を収めてみえます。



公益財団法人 岐阜県暴力追放推進センター

第31回暴力追放岐阜県民大会の開催

日時 令和5年7月20日 木曜日
午後1時30分から午後4時30分まで

場所 羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地
不二羽島文化センター スカイホール

第一部 式典 暴力団排除功労者等表彰
主催者あいさつ
来賓祝辞
大会宣言 など

第二部 記念講演
講師 (公財) 福岡県暴力追放運動推進センター
専務理事 尾上 芳信 氏
演題 工藤會対策について
～頂上作戦を中心に～

第三部 岐阜県警察音楽隊演奏会

皆様のご参加を
お待ちしております。

